

3 Rに係る法律等における輸入事業者の扱いについて

法 律	内 容
資源 有 効 利 用 促 進 法 指定省資源化製品	<p>以下の製品（現在19品目）の製造事業者（自動車については製造及び修理事業者）は、判断基準に基づき、「原材料等の使用の合理化」、「長期間の使用の促進」その他の使用済物品等の発生の抑制に取り組むことが求められる。一定規模以上の事業者には主務大臣による勧告、公表、命令の措置あり。</p> <p>自動車、家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）、パソコン、ぱちんこ遊技機（回胴式遊技機を含む）、金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机、回転いす）、ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふるがま、石油給湯機）</p>
指定再利用促進製品	<p>以下の製品（現在50品目）の製造事業者（自動車については製造及び修理事業者）は、判断基準に基づき、再生資源又は再生部品の利用の促進（リユース又はリサイクルが容易な製品の設計・製造）に取り組むことが求められる。一定規模以上の事業者には主務大臣による勧告、公表、命令の措置あり。</p> <p>自動車、家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）、パソコン、ぱちんこ遊技機（回胴式遊技機を含む）、複写機、金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机、回転いす）、ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付こんろ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふるがま、石油給湯機）、浴室ユニット、システムキッチン、小形二次電池使用機器（28品目）</p>
指定表示製品	<p>以下の製品（現在14品目）の製造事業者及び輸入販売事業者は、分別回収の促進のための表示を行うことが求められる。一定規模以上の事業者には主務大臣による勧告、公表、命令の措置あり。</p> <p>スチール製の缶、アルミニウム製の缶、ペットボトル、小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、小形シール鉛蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池）、塩化ビニル製建設資材（硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙）、紙製容器包装、プラスチック製容器包装</p>
指定再資源化製品	<p>以下の製品の製造事業者及び輸入販売事業者は、判断基準に基づき、自主回収及び再資源化に取り組むことが求められる。一定規模以上の事業者には主務大臣による勧告、公表、命令の措置あり。</p> <p>パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む）、小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）、密閉形蓄電池を部品として利用している29品目</p>
容器包装リサイクル法	<p>特定容器利用事業者、特定包装利用事業者に加え、特定容器の製造事業者及び輸入事業者（小規模企業者等の裾切りあり）は再商品化義務等を負う。</p>
家電リサイクル法	<p>特定家庭用機器の製造業者及び輸入業者は小売業者からの引取義務及び再商品化義務等を負う。</p>
自動車リサイクル法	<p>自動車の製造業者及び輸入業者は、解体業者等から特定再資源化等物品（カーエアコンの冷媒用のフロン類、エアバック類、シュレダーダスト）の引取義務及び再資源化等の義務を負う。</p>
（参 考） エネルギーの使用合理化に関する法律（省エネ法）	<p>特定機器の製造事業者及び輸入事業者は、判断基準に基づき省エネ性能の向上に取り組み、かつエネルギー消費効率などに関する表示を行うことが求められる。主務大臣の勧告、公表、命令の措置あり（但し前者については一定規模の裾切りあり）。</p>